

古賀市アライグマ防除実施計画

令和4年3月
(令和9年3月改訂版)

福岡県古賀市 環境課

目 次

1	目的・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
2	特定外来生物の種類・・・・・・・・・・・・・・・・	1
3	防除を行う区域・・・・・・・・・・・・・・・・	1
4	防除を行う期間・・・・・・・・・・・・・・・・	1
5	福岡県内及び古賀市内における防除の現状・・・・・・・・	2
6	防除の目標・・・・・・・・・・・・・・・・	4
7	防除の方法・・・・・・・・・・・・・・・・	4
8	合意形成・・・・・・・・・・・・・・・・	8
9	普及啓発・・・・・・・・・・・・・・・・	8
10	モニタリング・・・・・・・・・・・・・・・・	9

資料

様式1－1：捕獲従事者台帳

様式1－2：捕獲従事者（市職員）台帳

様式2：捕獲従事者証

様式3：箱わな標識

様式4：アライグマ捕獲記録票

様式5：アライグマ痕跡・目撃・被害・捕獲情報一覧表

その他参考様式：箱わな危険表示板

1. 背景と目的

海外や国内の他地域から持ち込まれてきた外来生物※は、生態系への被害、人身被害、農作物や建造物被害が危惧されており、早期発見、早期対策がとても重要です。

アライグマは北米大陸原産の雑食性の動物で、日本にはペット等として持ち込まれたものが、逃げたり、飼い主が飼育できなくなって野外に放したものが野生化したと考えられています。

福岡県内では、平成 16 年度の初確認以降、発見市町村数、捕獲頭数ともに増加傾向にあり、令和 4 年度までの間に累計 50 市町村で捕獲等により生息が確認されています。本県におけるアライグマは、急激に生息个体数が増加し、福岡県全域に分布が拡大していると推測され、農作物被害や生活被害は、年々増加傾向にあります。

古賀市内においては、令和 5 年度に実施した生息状況調査によりアライグマの生息が確認されており、令和 7 年度までの間に延べ 72 頭が防除され、近年は増加傾向にあることから、畜産物の食害、家屋侵入の糞尿等による生活環境被害や生態系への被害の発生や増加が懸念されます。

アライグマとその被害を増やさないためには、継続的な分布状況の把握、適切な防除計画の立案、アライグマ問題の普及・啓発、市民との共働による防除の実施、また、これらを近隣市町村・県・国等と連携しつつ進めることが重要です。

本計画は、「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」（平成 16 年法律第 78 号。以下「外来生物法」という。）に基づく「特定外来生物の防除の確認」を受け、適切かつ効率的にアライグマの防除を行うことを目的として策定します。

※本来はその場所に生息・生育するはずのない生き物が、人間の活動などによって外国や国内の他地域から入ってきた生き物のこと。

2. 特定外来生物の種類

ネコ目アライグマ科アライグマ属

①アライグマ（学名 *Procyon lotor*）

②カニクイアライグマ（学名 *Procyon cancrivorus*）

なお、本計画では、上記 2 種を総称し、「アライグマ」と表記します。

3. 防除を行う区域

古賀市全域

4. 防除を行う期間

防除の確認を受けた日から令和 1 3 年 3 月 3 1 日までとします。

5. 福岡県内および古賀市内における分布状況と防除の現状

(1) 生息状況

- ①アライグマ：令和3年9月にロードキルによる死体を1体確認して以降、令和7年度までに延べ72頭が防除されています。
- ②カニクイアライグマ：現在まで確認はありません。

(2) 被害状況

① 生態系被害

古賀市におけるアライグマによる生態系被害は十分な調査データがなく、不明な点が多くあります。しかし、市内に生息するカスミサンショウウオやニホンアカガエルといった希少種が生息する地域においてアライグマの生息が確認されており、捕食等による被害が懸念されます。

② 農産物被害

古賀市におけるアライグマによる具体的な農産物被害額は把握できていませんが、福岡県の調査によると、アライグマによる農産物被害は増加傾向にあります。今後、市内においてもアライグマによる農産物被害が増加する懸念があります。

表1 福岡県内のアライグマによる農産物被害額（単位：千円）

年度	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4
被害額	8,060	10,541	7,214	14,098	16,438	13,659	16,393	25,346	25,488

出典：福岡県アライグマ防除実施計画（令和8年2月改訂版）

③ 生活被害

アライグマによる生活被害では天井裏、床下や空き家・納屋などへの侵入、家屋や庭の破壊・汚損が報告されています。

④ 人獣共通感染症

アライグマは、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）において患者発生時に届出義務が規定されている狂犬病、エキノコックス症、重症急性呼吸器症候群（SARS）、日本紅斑熱、ツツガムシ病、重症熱性血小板減少症候群（SFTS）、レプトスピラ症、E型肝炎の8種をはじめ、複数の人獣共通感染症を媒介する可能性があります。

加えてペットに重篤な感染症を引き起こす病原体も検出されており、アライグマとペットが直接または間接的に接触するリスクが高くなる市街地などではこのような感染症への警戒も必要となります。

市は、防除従事者や地域住民にこうした事実を周知していく必要があります。

表 2 アライグマが媒介する主な感染症

人間への感染のおそれがある疾病			
伝播方法		主な感染経路	感染症名
直接伝播		だ液→咬み傷	狂犬病
		便→手指に付着→経口感染	トキソプラズマ症
			エキノコックス症
			サルモネラ感染症
			カンピロバクター感染症
			エルシニア感染症
			アライグマ回虫幼虫移行症
			重症急性呼吸器症候群（SARS）
		皮膚接触	皮膚糸状菌症
			疥癬
間接伝播	外部寄生動物媒介	ダニ類	日本紅斑熱
			ツツガムシ病
			重症熱性血小板減少症候群（SFTS）
	環境媒介	水	レプトスピラ症
	動物性食品媒介	肉	E 型肝炎
			サルモネラ菌食中毒
			カンピロバクター菌食中毒
			エルシニア菌食中毒
ペットへの感染のおそれがある疾病			
ジステンパー			
パルボウイルス感染症			
アデノウイルス感染症			

※感染症名欄が灰色のものは感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律で規定されている感染症

出典：福岡県アライグマ防除実施計画（令和 8 年 2 月改訂版）

（3）捕獲状況

古賀市でアライグマと確認できた個体の捕獲実績は以下のとおりです。

表 3 アライグマの防除個体数（ロードキル等含む延べ件数）

年度	R3	R4	R5	R6	R7
件数	1	3	29	14	25

6. 防除の目標

新たな定着又は生息域の拡大をふせぎ、最終的には防除を行う区域から完全排除することを目標とします。

ただし、防除従事者が不足している現状を踏まえ、本計画期間中は捕獲体制の確立と生息数の低下を目指します。

7. 防除の方法

(1) 関係法令等の遵守

アライグマの捕獲には、「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」（平成 14 年法律第 88 号。以下「鳥獣保護管理法」という。）に基づく「捕獲許可」又は、「外来生物法」に基づく「特定外来生物の防除の確認」のいずれかの手続きが必要であることから、防除の実施に当たっては、鳥獣保護管理法や外来生物法等の関係法令を遵守して行うものとします。

(2) 防除の進め方

防除に当たっては、古賀市が実施主体となり、県、地域住民、関係団体等の協力を得ながら防除を実施するものとします。

具体的には、アライグマの防除に関する普及啓発、講習会の開催、情報の収集整理などを行うとともに、分布域拡大抑制に向け、状況に応じた捕獲を実施するなど、全体的な実施計画の進行管理を行うものとします。

(3) 情報の収集

一般住民や関係団体及び捕獲協力者などからのアライグマの目撃情報・被害情報・捕獲情報を収集整理し、分布状況の把握に努めるものとします。また、得られた情報は、防除手法の検討や普及啓発などに活用するものとします。

また、目撃・被害情報及び捕獲情報を定期的に公表することで、市民の危機意識を喚起すると同時に、防除効果の周知を通じて、達成感を共有し、捕獲意欲の向上を行うものとします。

(4) 捕獲の実施

① 捕獲従事者捕獲に従事できる者（以下「捕獲従事者」という。）は、以下のとおりとします。

- ・ 鳥獣保護管理法に基づくわな免許を有する者
- ・ 県又は市が開催する防除講習会を受講した者

② 捕獲従事者台帳の整備

捕獲従事者の氏名、住所、狩猟免許の番号等について記載した捕獲従事者台帳（様式 1－1）を整備し、当該台帳は年度ごとに更新します。

③ 捕獲従事者証の交付

捕獲従事者には、外来生物法に基づく防除を実施していることを証する捕獲従事者証（様式 2）を交付し、捕獲を実施する際には携帯させるものとします。

④ 使用するわな及び設置場所

捕獲の実施に際して、防除従事者は原則として箱わなを使用します。ただし、現場の状況等により、やむを得ず箱わな以外の方法を用いる場合は、適切かつ効果的な方法を用いるものとします。

わな餌の使用は、他の鳥獣を誘引し、結果として当該鳥獣による被害の発生の遠因となることがないように、適切に行うものとします。捕獲を行う際には、可能な限り詳細な生息状況及び被害状況の調査を行い、必要に応じて重点的な捕獲や監視体制を強化する地域（重点捕獲地域）を設定して行います。

なお、設置するわなには、猟具ごとに、外来生物法に基づく防除である旨を記載した標識（様式 3）に、防除実施者の住所、氏名、連絡先などを記載し装着等を行うものとします。

⑤ 捕獲個体の取扱い

捕獲個体は、「(6) ④ 捕獲個体の譲り受けと飼養」に定める場合を除き、原則として殺処分するものとし、捕獲従事者等による個人的な持ち帰りや野外への放置は行わないものとします。捕獲した個体は、ケージ、箱わな等により保管又は運搬を行うなど、逸走等を防止するための措置を講じるものとします。

殺処分は、「動物の殺処分方法に関する指針」（平成 7 年 7 月 4 日 総理府告示第 40 号）に従い、できるだけ苦痛を与えないよう、炭酸ガスを用いるなどの方法により行うものとし、捕獲現場か、古賀市が定める場所に、箱わなに入れたまま運搬して実施するものとします。

死亡が確認された後、体重の計測、頭胴長の計測、雄雌などの判定を行い、捕獲場所、日時とともにアライグマ捕獲記録票（様式 4）に記録を行い、殺処分した個体は、捕獲現場での埋没、一般廃棄物として処分するなど適切に処理を行うものとします。

(5) 市職員による捕獲

① 市職員が捕獲に従事する場合

市民の生命又は身体に危害が及ぶおそれがある場合は、次に定める市職員は、アライグマを捕獲できるものとします。

② 捕獲に従事できる市職員

「(4) ① 捕獲従事者」に定める者のほか、市が実施する講習の受講等により、適切な捕獲と安全に関する知識及び技術を有すると認められる市職員（以下「捕獲従事者（市職員）」という。）については、捕獲に従事できるものとします。

③ 捕獲従事者（市職員）台帳の整備

捕獲従事者（市職員）の氏名、所属等について記載した捕獲従事者（市職員）台帳（様式1－2）を整備し、当該台帳は年度ごとに更新するものとします。

④ 捕獲従事者（市職員）証の交付

「(4) ③捕獲従事者証の交付」のとおりとします。

⑤ 使用する捕獲道具

捕獲の実施に際して、防除従事者は原則として箱わなを使用します。ただし、現場の状況等により、やむを得ず箱わな以外の方法を用いる場合は、適切かつ効果的な方法を用いるものとします。

設置するわなには、「(4) ④ 使用するわな及び設置場所」のとおり標識の装着等を行うものとします。

⑥ 捕獲個体の取扱い

「(4) ⑤ 捕獲個体の取扱い」のとおりとします。

(6) 捕獲に係る留意事項

① 錯誤捕獲の防止

目撃情報や被害情報の分析、足跡、糞、食痕等のフィールドサインの確認あるいは侵入経路の把握等により、箱わな等の適正な設置場所を判断するものとします。

また、箱わな等の設置期間中は、原則として一日一回以上の巡視を行うものとします。捕獲をした場合は、いたずらに個体の損傷や衰弱をまねかないよう速やかに回収し、長期間放置することがないようにすることとします。

錯誤捕獲があった場合は速やかに当該個体を放獣することとします。なお、錯誤捕獲があった場合の対応を確認したい場合は福岡県環境部自然環境課野生生物係（092-643-3367）に問い合わせることとします。

② 事故の発生防止

箱わな等を設置した場所の周辺で子どもが遊ぶことがないか等、周辺への安全確保を徹底します。また、事故防止の観点から、設置箇所周辺の民家や周辺農地の所有者等、設置箇所周辺に立ち入る可能性のある住民に周知するなどの対策を

講じることとします。

③ 感染症予防措置

アライグマは、アライグマ回虫、狂犬病、レプトスピラ症等の人獣共通感染症を保有している可能性があることから、その取扱いには十分注意するものとします。

捕獲・運搬及び捕獲個体の処分作業を行う際には必ず長袖・長ズボン・皮手袋等を着用して肌を露出しないようにし、捕獲個体や機材などを素手で触らないように留意することとし、あわせて、捕獲個体に咬着するマダニ類に咬まれないよう、虫よけスプレー等の対策を講じることとします。

作業が終了した段階で、手指をアルコール等の消毒薬で十分殺菌し、使用後の箱わなについても洗浄・消毒を行うものとします。

また、アライグマに咬まれた場合は傷口を洗浄・消毒し、必要に応じて医療機関の診療を受ける等、適切な措置を講じることとします。なお、診療を受ける際は、アライグマに咬まれたことを医師に申し出ることとします。

マダニ類に咬まれた後2週間以内に発熱等の症状が現れた場合は、医療機関の診療を受けることとします。診療を受ける際は、マダニ類に咬まれたことを医師に申し出ることとします。

④ 捕獲個体の譲り受けと飼養

捕獲個体については、学術研究、展示、教育、その他公益上の必要があると認められる目的で譲り受ける旨の求めがあった場合は、外来生物法第5条第1項に基づく、飼養等の許可を得ている者（特定外来生物を適正に取り扱うことのできる者）、又は同法第4条第2号の規定に基づいて特定外来生物を適法に取り扱うことができる者に限り譲り渡すことができるものとします。

⑤ 禁止する捕獲方法等

次に該当する捕獲は行わないものとします。

ア 鳥獣保護管理法第12条第1項又は第2項で禁止又は制限された捕獲

イ 鳥獣保護管理法第36条に基づき危険猟法として規定される手段による捕獲

ウ 銃器による捕獲

⑥ 傷病等個体の取扱

アライグマが傷病鳥獣として保護又は錯誤捕獲個体として捕獲された場合は原則として放獣は行わず、「(4) ⑤ 捕獲個体の取扱い」に準じて取り扱うこととします。

⑦ その他

鳥獣保護管理法第2条第10項に規定する狩猟期間（福岡県：11月15日か

ら2月15日)及びその前後における捕獲に当たっては、同法第55条第1項に規定する登録に基づき行う狩猟又は狩猟期間の延長と誤解されないよう適切に実施するとともに、アライグマ以外の野生鳥獣の繁殖に支障がある期間及び区域を避けるなどの配慮をします。

(7) 被害予防措置

農家及び人家周辺等にアライグマを近づけないために、自治会や農業団体などを中心に、地域住民などの積極的な参画を得ながら、地域が協力して誘因要因の除去を実施し、農地周辺の放棄作物の処分や生ごみ等の放置をしないなど、適正な環境管理を行うこととします。

また、防護柵やネットの設置等で、農地や人家への侵入を防止し、アライグマによる被害の事前回避や軽減を図るものとします。

8. 合意形成

防除に当たっては、防除を行う地域の住民、土地所有者、施設管理者等の調整、合意形成に努めるものとします。

(1) 土地所有者との調整

防除を行う地域の土地所有者に対して、防除実施内容に係る通知を行います。なお、説明を求められた場合には、直接説明し理解を得るように努めます。

(2) 施設管理者との調整

防除を行う地域に存する河川、水路等土地改良施設や緑地等の管理者に対しては、防除内容に係る連絡を行います。なお、説明を求められた場合には、直接説明し理解を得るように努めます。

9. 普及啓発

防除の目的や防除内容を地域住民に知らせるため、アライグマについての基本的な知識、分布情報、防除方法、捕獲等の情報提供のお願いについて、広報紙やホームページへの掲載を行うなど普及啓発に努めるとともに目撃等の幅広い状況提供を求めるものとします。

また、必要に応じ、地域住民を対象としたアライグマ問題の正しい知識普及と防除方法、特に捕獲などについて学ぶ講習会を開催するものとします。

なお、捕獲従事者以外のものがアライグマを捕獲しないよう、地域住民等への周知を図るものとします。

10. モニタリング

生息状況、被害状況及び捕獲状況を適切にモニタリングし、捕獲の進捗状況を点検するとともに、その結果を以後の防除の実施に反映させるよう努めるものとします。

モニタリングは、住民からの情報提供、捕獲協力者からの分布や被害、捕獲情報を収集、集約することにより実施するものとし、収集した情報のうち、痕跡・目撃・被害情報については「アライグマ痕跡・目撃・被害情報」（様式5）に記録し、捕獲情報については「アライグマ捕獲記録票」（様式4）に記載するものとします。

なお、モニタリング結果によって必要と判断された場合には、防除計画の見直しを行うものとします。

様式 1 : 捕獲従事者台帳

[illegible]

第 2 0 ー 号

古賀市アライグマ防除実施計画に基づく

捕 獲 従 事 者 証

古賀市長 印

住所	古賀市
氏名	
生年月日	年 月 日
目的	アライグマの捕獲
捕獲地域	古賀市全域
登録日	年 月 日
捕獲方法	箱罠
備考	

注意事項

・捕獲従事者は、アライグマの捕獲に関しては必ず携帯しなければならない、かつ、他人に使用させてはならない。

・アライグマの捕獲結果は、アライグマ捕獲記録票（様式 4）に記載し、捕獲期間終了後 3 0 日以内に古賀市長に報告しなければならない。

様式 3 ：箱わな標識

許可証 番 号		許可の 有 効 期 間	令和 年 月 日から
氏 名			令和 年 月 日まで ※辞退の届出がない限り 令和13年3月31日まで自動更新
住 所			
アライグマ・カニクイアライグマの防除			
電話番号			
許可権者	古賀市長		

様式4 ：アライグマの捕獲記録票

防除の確認年月日・番号：令和 年 月 日付け 第 号
実施主体者： 古賀市長

番 号	所在地	地目等	捕獲従事者		箱わな 番号	捕獲年月 日	性別	体重	頭胴長	餌、繁殖状況等
			番号	氏名						
1										
2										
3										
4										
5										
6										
7										
8										
9										
10										

依頼事項 ・捕獲場所の「所在地」は集落等の位置を記入してください。
 ・「地目等」は農地（田・畑・果樹園・草地）、山林、住宅地、社寺、道路付近、河川付近、池付近から選択してください。
 ・箱わな番号は、市町ごとの箱わなの管理番号を記入してください。無い場合は空欄。
 ・頭胴長とは、鼻の先から尾の付け根までの、背中に沿った長さをさします。

様式5 : アライグマ痕跡・目撃・被害情報一覧表

[illegible]

危険！ さわらないで！！

危険ですので、箱わなには絶対に手をふれないようお願いします。

現在、特定外来生物であるアライグマを捕獲中です。

ご協力をお願いします。



連絡先 防除実施主体者 古賀市(環境課)

住 所 : 古賀市駅東1丁目1-1

電 話 : 092-942-1127